

ウェルネスプランかこがわ策定委員会傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、ウェルネスプランかこがわ策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、一般者10名と報道関係者若干名とする。ただし、委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、開催会場の収容人員等を考慮して傍聴人の定員を変更することができるものとする。

(傍聴の手続き)

第3条 委員会の傍聴希望者は、委員会の開催当日に、所定の時間及び場所において、その旨を申し出なければならない。

2 傍聴希望者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、前項の規定による申し出順により傍聴人を決定する。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般者用及び報道関係者用とする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴席に立ち入ることを認めない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴席に立ち入ることを認めない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により委員会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、委員長が議事に支障があると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場するものと

する。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 委員長は、前項の規定により退場させられた者を、第3条及び第4条の規定にかかわらず、傍聴人としなければならないことができる。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月19日から施行する。